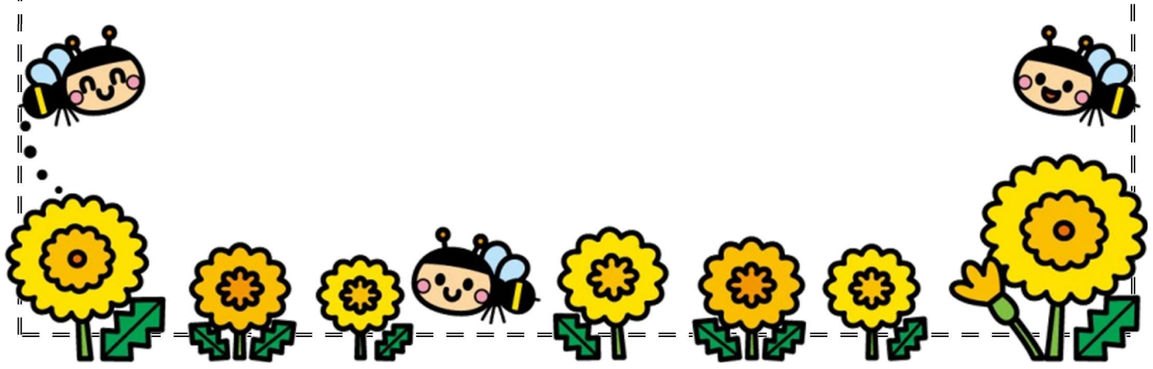
☆MEMO☆





保育園等を利用するにあたって

保育園等は、保護者が就労や病気などの理由により家庭で児童を保育できないとき、保護者に代わって一定時間の保育を行う施設です。保育園等の利用を希望する場合は、保育の必要性についての認定（給付認定）を受ける必要があります。

給付認定の区分

給付認定は、お子さんの年齢や保育を必要とする事由（保護者の就労状況等）に応じて３つの認定区分に分けられ、その区分によって利用できる施設や時間が変わります。

認定区分	対象		利用できる主な施設
１号認定（教育標準時間認定）	満３歳以上	幼稚園等での教育を希望	幼稚園、認定こども園
２号認定（保育認定）	満３歳以上	下表の「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望	保育園、認定こども園
３号認定（保育認定）	満３歳未満	下表の「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望	保育園、認定こども園

保育の必要量の区分（保育時間）

保育認定（２号・３号）を受ける人は、「保育を必要とする事由」の状況から、保育時間が保育の必要量によって「保育標準時間」または「保育短時間」に区分されます。なお、基本的な保育時間は８時間です。

標準時間認定であっても、実際の保育園利用時間は、就労時間に通勤時間を加えた時間が目安です。

≪利用のイメージ≫ ★開所時間など時間の設定は施設ごとで異なります。

公立・私立 ※ 【保育標準時間】	7時		18時	19時
	通常保育 （利用可能時間：１日あたり８時間～11 時間）			延長保育
公立 【保育短時間】	7時	8時	16時	19時
	延長保育	通常保育 （利用可能時間：１日あたり８時間まで）		延長保育
私立 【保育短時間】	7時	8時30分	16時30分	19時
	延長保育	通常保育 （利用可能時間：１日あたり８時間まで）		延長保育

※「保育標準時間」認定を受けられる場合でも、祖父母の協力が得られるなど、ご希望の場合は「保育短時間」での利用が可能です。

「保育標準時間」･･･フルタイム就労等を想定　「保育短時間」･･･パートタイム就労等を想定

保育を必要とする事由

保育認定（２号・３号）は、保護者（父母ともに）が下記の事由に該当する場合に限り受けることができます。事由に該当しなくなった場合はその時点までの利用となります。

保育を必要とする事由		事由を証明する書類
①就労（月48時間以上）	日常の家事以外の仕事をしている場合	就労証明書、自家営業等就労申立書 開業届（自家営業を開業した場合）
②疾病・障害	病気、負傷、心身に障害がある場合	診断書（保育が困難なことがわかるもの）、障害者手帳、
③介護等	常時、介護･看護を要する親族がいる場合	療育手帳、介護保険被保険者証等の写し
④災害復旧	震災、風水害、火災などの復旧にあたる場合	り災証明書、保育必要性の申立書
⑤求職活動 ※	求職活動を継続的に行っている場合 （仕事をする意志がある場合に限る）	求職中の入園申込誓約書、 求職活動支援機関等利用証明書
⑥就学	学校または職業訓練校に通学している場合	在学証明書（学生証）、カリキュラム等受講状況のわかるもの、保育必要性の申立書
⑦育休取得中	育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがおり、継続して利用が必要な場合	就労証明書（育児休業期間の記載のあるもの）
⑧妊娠･出産 ※	妊娠中であるか出産後間もない場合	母子健康手帳の写し（出産予定日、母氏名記載のページ）
⑨その他	上記に類するものとして町が認める場合	個別にご相談ください

※ 認定期間に制限があります。⑤求職活動･･･最長 90 日間 ⑧妊娠・出産･･･産前８週の月初日から産後８週の月末まで

利用の申し込み

提出書類をもとに、給付認定（新規利用の方のみ）および入園の可否を決定します。

4/1 入園の方には令和８年度中に支給認定証・入所承諾書を送付予定です。4/２以降に入園の方には、入園時期が近づいてきましたら送付いたします。（入園取りやめや申込内容に変更があった場合、速やかに子育て支援係までご連絡ください。）

町内認定こども園の利用を希望する場合

利用を希望する認定こども園にて「令和９年度教育・保育給付認定申請書兼入園申込書」を受け取り、必要書類を添えて**認定こども園に直接**お申し込みください。

町外保育園等の利用を希望する場合

※原則、保護者の勤務地の都合や里帰り出産による場合

申し込み前に**施設側の内諾を得たうえ**で、役場子育て支援係で「令和９年度教育・保育給付認定申請書兼入園申込書」を受け取り、**役場子育て支援係**へ必要書類を添えてお申し込みください。

必要書類

① 令和９年度教育・保育給付認定申請書兼入園申込書
② 保育を必要とする事由を証明する書類　＊該当する書類は前ページでご確認ください
③ 個人番号が分かるもの　※新規に入園される方のみ･･･保護者（父母）及び入園児童分
④ 提出者の本人確認書類（運転免許証など）



申込受付期間：令和８年 11 月２日（月）～11 月３０日（月）【期間厳守】

年度途中からの利用を希望される場合は、希望する施設へその旨お知らせください。ただし、定員等の都合でご希望にそえない場合があります。

中能登町の認定こども園（2号・3号認定）

施　設　名		利用定員	所　在　地	電 話 番 号
私立幼保連携型	とりやのの子ども園	５０名	春木 11 部 38 番地	７４－０１３５
公立保育所型	こすもす保育園	１０７名	良川た部３番地	７４－２０５１
	あおば保育園	９７名	二宮カ部 58 番地	７６－８１８１
	つくし保育園	１２７名	水白 19 部１番地１	７７－８１８１
	さくら保育園	９７名	能登部下 46 部１番地１	７２－８０００

※たんぽぽ保育園（春木）は令和９年３月末をもって閉園予定です。

保育事業の内容（2号・3号）

保育内容			とりやのの子ども園（私立）	中能登町立認定こども園（公立）
入園年齢			生後２ヶ月（産休明け）から入園できます。	
保育区分	標準時間	通常保育	【平日】　７：００～１８：００ 【土曜】　７：００～１２：００	【平日】　７：００～１８：００ 【土曜】　７：００～１２：００
		延長保育 ※	【平日】１８：００～１９：００	【平日】１８：００～１９：００
	短時間	通常保育	【平日】　８：３０～１６：３０ 【土曜】　８：３０～１２：００	【平日】　８：００～１６：００ 【土曜】　８：００～１２：００
		延長保育 ※	【平日】７：００～８：３０／１６：３０～１９：００	【平日】７：００～８：００／１６：００～１９：００
土曜午後保育（予約制）			１２：００～１８：００	１２：００～１８：００
病児保育			【体調不良児対応型】利用は在園児のみ（無料）	【病後児型】2,000 円
休日保育			無料（在園児のみ）	なし
一時預かり			日額 2,000 円 、 半日額 1,000 円 （日額利用のみ食事代 220 円が別途かかります）	日額 2,000 円 、 半日額 1,000 円
健やかふれあい保育（障がい児保育）			各関係機関との連携を持ちながら、専任スタッフを配置し一人ひとりにあった発達を促していきます。	関係機関の助言のもと、適切な保育に努めています。
子育て支援センター・マイ保育園			入園前の家庭での子育てを支援するため、相談受付や育児教室等を開催しています。	

※延長保育の利用料は【短時間通常保育の前後（～18：00）】50 円/30 分、【18:00～19:00】100 円/30 分
月額払いの場合は、私立 30 分･15 日以上 1,500 円、1 時間･15 日以上 3,000 円。公立 3,000 円。

保育料及び給食費（主食費・副食費）について

保護者の収入や子どもの数に関係なく、町内在住の児童すべての保育料を無償化しています。（延長保育、一時預かり等の特別保育は対象外）また、給食費（主食費・副食費）についても町内在住の児童すべてを対象に無償化しています。

お問い合わせは各認定こども園（連絡先は上記に掲載）、または役場子育て支援係（行政サービス庁舎）℡ 72-3134 まで

申請書の記入例

◎黒いボールペンまたは黒インクではっきり書いてください。消えるインクを使用したペンでの記入はしないでください。
◎修正箇所は二重線を引いて訂正印を押してください。修正ペン・修正テープは使用しないでください。
◎記入漏れ・押印漏れがないように再度確認をお願いします。

令和９年度　教育・保育給付認定申請書 兼 入園申込書

中能登町長　殿

番地・アパート・部屋番号まで記入

令和　××　年　××　月　××　日

保護者住所　中能登町　●●　××部　▲▲番地　　押印不要

継続入園…前年度も同じ園に通園の場合

氏名　中能登　太郎　　児童との続柄（父・母）

次のとおり、保育園等の入園及び施設型給付費・地域型保育給付費に係る給付認定を申請します。

申請児童	氏名及び生年月日 （ふりがな）なかのと いちろう 中能登　一郎 生年月日：平成・令和×年×月×日	個人番号 ☑新規入園→下欄に個人番号を記入 □継続入園→個人番号の変更（有・無） 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1	性別 男・女 （第３子）	年齢 ０歳児 R9.4.1 現在
	支給認定者番号（　××××　）＊既に認定を受けている場合に記入		障害または療育手帳（有・無）	
保育の希望（いずれかに○）	有	保護者の労働等の理由により、保育園又は認定こども園（保育機能部分）での保育の利用を希望		
	無	認定こども園等（幼稚園機能部分）での教育の利用を希望（保育との併願を除く）		
利用を希望する施設名	第１希望	●●●保育園　（希望理由：自宅から近いため）		
	第２希望	■■■認定こども園　（希望理由：母の職場から近いため）		
利用希望期間	令和　９　年　４　月　１　日　～　令和　１０　年　３　月　３１　日			
希望する利用時間	平　日：８時００分～１７時００分	土　曜　日：８時００分～１２時００分	希望する保育必要量	☑標準時間(11 時間)　□短時間(8 時間)

✤児童の家庭の状況✤（父母は単身赴任等で別居の場合も記入）

児童の世帯員（申請児童本人を除く）	続柄	氏名	生年月日 個人番号 ※新規のみ	年齢	勤務先又は学校名等	R8.1.1 の住民登録地
	父	中能登　太郎 （平成××年×月×日生）	☑新規→下欄に個人番号を記入 □継続→番号の変更（有・無） 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	３２	●●株式会社	町内・町外
	母	中能登　花子 （平成××年×月×日生）	☑新規→下欄に個人番号を記入 □継続→番号の変更（有・無） 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8	２９	スーパー▲▲	町内・町外（金沢市）
	姉	中能登　夢子	平成××年××月××日	９	■■小学校	町内・町外
	兄	中能登　良男	令和××年××月××日	５	●●●●園	町内・町外
	祖父	中能登　松雄	昭和××年××月××日	６９	無職	町内・町外
	祖母	中能登　竹子	昭和××年××月××日	６２	無職	町内・町外
			年　月　日			町内・町外
保育料減免適用確認欄	該当（しない・する）	□ひとり親（離婚・死別・未婚）　□里親　□生活保護適用 ☑在宅障害児(者)のいる世帯（氏名：竹子　児童との続柄：祖母）				
連絡先	自宅：××―××××　携帯（父）：×××－××××－××××　携帯（母）：×××－××××－××××					

✤保育を必要とする理由✤（保育の希望「有」の場合）いずれかひとつにチェック

保護者	父	☑就労　□疾病・障害　□介護等　□災害復旧　□求職活動　□就学　□育休取得中 □その他（具体的に　　）
	母	☑就労　□疾病・障害　□介護等　□災害復旧　□求職活動　□就学　□育休取得中 □妊娠・出産（予定日：令和　年　月　日頃）＊産後の予定（育休・仕事復帰・その他）　□その他（　　）

保育を必要とする書類を添付してください

✤個人情報等の提供に当たっての同意欄✤

中能登町が「中能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に要する費用徴収条例第２条第２項」の規定により、施設型給付費･地域型保育給付費等の給付認定事務手続きに限って地方税関係情報（同一世帯者含む）の取得および、世帯情報の閲覧、またその情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

同意者（保護者）署名　中能登　太郎

押印不要